

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客様、株主・投資家、取引先、地域、従業員をはじめとした皆様から広く信頼され、社会と調和することにより安全なインターネット社会の実現を目指し、フェアプレーの精神をもって行動し、また企業の社会的責任を果たすことを通じて企業価値を高めたいと考えております。この目的のもと、当社はコーポレート・ガバナンスを「中長期的な企業価値の増大」を図るために必要不可欠な機能と位置付け、取締役、監査役、従業員はそれぞれ求められる役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の維持向上を図り、着実な実践につなげ、適正かつ効率的な企業活動を行ってまいります。さらに企業グループ全体におけるコーポレート・ガバナンスの機能を高めるための諸施策を実行し、健全なグループ運営を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソフトバンク株式会社	20,625,264	35.45
ヤフーインク(常任代理人 大和証券キャピタル・マーケティング株式会社)	20,215,408	34.74
SBBM株式会社	3,735,609	6.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,681,740	2.89
シービーニューヨークオービスファンズ(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	636,363	1.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	558,874	0.96
シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	445,412	0.77
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	435,153	0.75
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	364,432	0.63
資産管理サービス信託銀行株式会社	263,473	0.45

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	ソフトバンク株式会社(上場:東京)(コード)9984
--------	----------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 JASDAQ
-------------	------------------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社はソフトバンク株式会社であります。当社では、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定めており、公正かつ適正な取引の維持に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社からの独立性の確保について

当社の事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、具体的な業務執行は、CEO、COO、CFOを中心とする執行役員判断のもと、独自に意思決定を行い、事業を運営しており、当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
宮内 謙	他の会社の出身者	○				○		○	○	
今井 康之	他の会社の出身者	○				○		○	○	
ティモシー・モース	他の会社の出身者		○			○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
宮内 謙		取締役・宮内 謙はソフトバンク株式会社の子会社であるソフトバンクBB株式会社の代表取締役副社長兼COO、ソフトバンクテレコム株式会社の代表取締役副社長兼COO、ソフトバンクモバイル株式会社の代表取締役副社長兼COO、SBBM株式会社の代表取締役社長および株式会社ウィルコムの子会社の代表取締役社長を兼務しております。	取締役・宮内 謙は、ソフトバンクモバイル株式会社など当社の事業と密接に関わる企業の最高執行責任者であり、社外取締役として、事業運営に関する有益な助言をいただいております。
今井 康之		取締役・今井 康之は、ソフトバンク株式会社の子会社であるソフトバンクテレコム株式会社の取締役専務執行役員、ソフトバンクモバイル株式会社の取締役専務執行役員およびソフトバンクテレコムパートナーズ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。	取締役・今井 康之は、ソフトバンクグループにおいて法人営業の統括責任者を務めており、同氏を社外取締役として迎えることにより、営業推進や営業ノウハウなどに関する有益な助言をいただいております。
ティモシー・モース		——	取締役ティモシー・モースは、当社の根幹に関わる重要なライセンス提供元であるヤフー・インクの業務執行者であり、社外取締役として、米国の状況などを踏まえたインターネットビジネスに関する有益な助言をいただいております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的にミーティングを行い、お互いの適正な監査の遂行のために連携を図っております。また、監査役と当社の内部監査部門である内部監査室は定期的にミーティングを行い、監査体制、監査計画、監査実施状況、監査結果などについて相互に報告をするなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
吉井 伸吾	他の会社の出身者									○
鬼塚 ひろみ	他の会社の出身者									○
佐野 光生	他の会社の出身者	○						○	○	
植村 京子	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
吉井 伸吾	○	——	吉井伸吾監査役は、商社のメディア事業などで要職を務めた経験を持ち、企業経営に関する幅広い知識と見識に基づき、常勤監査役として職務を適切に遂行していただいております。また、一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えております。
鬼塚 ひろみ	○	——	鬼塚ひろみ監査役は、医用機器メーカーの常務執行役員としての経験を有し、その職務を通じて培った豊富な経験と幅広い知識を有しており、常勤監査役としての職務を適切に遂行していただいております。また、一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えております。
佐野 光生		——	佐野光生監査役は、公認会計士であり、財務・会計に関する知見を有しており、当社親会社であるソフトバンク株式会社の常勤監査役も務めております。経験、人格、見識ともに高く、当社監査役として適任であります。
植村 京子	○	——	植村京子監査役は、弁護士としての豊富な経験・実績および幅広い知識と見識を有し、その専門的見地から当社のコンプライアンス体制および監査体制の充実に貢献して

いただいております。また、一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新** 3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 スtockオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役の業績向上に対する意識や士気を高め、当社の企業価値向上に資することを目的としてストックオプションを付与する制度を設けております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社取締役および従業員に対し、経営参加意識を高め、企業価値向上を目的としてストックオプションを付与する制度を設けております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

2012年3月期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。なお当社では、監査役は全員社外監査役であり、報酬のうち退職慰労金はございません。

(1) 役員区分ごとの報酬等(百万円)
取締役(社外取締役を除く。) 総額343 基本報酬94 スtockオプション22 賞与226 対象役員数4名
監査役(社外監査役を除く。) 対象なし
社外役員 総額68 基本報酬55 スtockオプション1 賞与12 対象役員数5名

(2) 役員ごとの報酬等(百万円)
氏名 井上雅博(取締役) 総額165 基本報酬60 スtockオプション9 賞与94
※連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。
※連結子会社からの報酬等はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等の額の決定方針を定めております。取締役の報酬につきましては、役位および担当職務に応じた基本額に各期の業績に対する貢献度等を勘案した業績評価を加算して決定しており、その決定方法は取締役の協議により決定しております。株主総会決議による取締役の報酬限度額(年額)は、10億円以内(うち社外取締役の報酬額は2億円以内)であります(2007年6月21日定時株主総会決議)。
監査役報酬につきましては、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局の法務本部にて和文・英文の資料を準備するほか、適時必要なサポートを行っております。また、社外監査役に対しては、「監査役監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査役業務室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を設置しております。また監査役が希望する場合には監査役が自らまたは監査役会が直接、監査役の職務を補助する者を雇用等する体制になっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 企業統治の体制

(1) 取締役会

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得および処分、重要な組織および人事に関する意思決定、ならびに当社および子会社の業務執行の監督を行っております。当社では、会社の戦略的かつ迅速な経営を実現し、競争力を維持・強化するために統括本部制を導入し、経営の意思決定、業務執行の監督(取締役会)と、業務執行(執行役員・統括本部)を分離し役割分担の明確化を図っております。取締役会の意思決定を要する重要事項については、執行役員会議や各種会議で事前審議を行っております。また、執行役員会議は、執行役員会議規程に基づき当社およびグループ各社に関する重要事項の審議を行っております。

(2) 監査役会

監査役会は4名で構成され、全員が社外監査役で内2名が常勤であり、各監査役は監査役会が策定した監査計画に従って監査しております。また佐野光生監査役は、公認会計士であり、財務・会計に関する知見を有しております。各監査役は、業務活動全般にわたり、方針、計画、手続の妥当性や業務実施の有効性、法律、法令遵守状況等につき、取締役会、執行役員会議への出席、重要な書類の閲覧、子会社の調査などを通じた監査を行い、これらの結果を監査役会に報告しております。また監査役会では、会計監査人から監査方法とその結果のほか、内部監査室より内部監査方法とその結果についても報告を受けております。これらに基づき、監査役会は定期的に常勤取締役に対し、監査役会としての意見を表明しております。

(3) 内部監査室

内部監査体制をより一層強化するため、社長直属の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室では、業務全体にわたる内部監査を継続的に実施し、業務の改善に向けた具体的な助言と勧告を行っております。また、当社および当社子会社の内部統制システムの構築と運用の徹底を主導し、内部統制の文書化を推進するとともに、職務の執行の適正性ならびに効率性に関して全社的な評価と改善指導を行います。実際の業務遂行は、被監査部門等の協力を得て広範な業務遂行が可能な仕組みを作っております。なお内部監査室では、監査役会にて定期的に業務報告を行うほか、必要に応じて監査法人との連携を図っております。

(4) アドバイザリーボード

当社では、事業の運営や新規サービスの開始など重要な検討課題が発生した場合において、大学教授など学界、経済界の有識者に委員として出席を依頼する「アドバイザリーボード」を必要に応じて開催し、広く社外の意見を経営に反映しております。

2. 社外取締役に関する事項

事業運営に関する有益な助言、営業推進や営業ノウハウなどに関する有益な助言、米国の状況などを踏まえたインターネットビジネスに関する有益な助言を期待しております。

3. 監査役機能強化に係る取組み状況

上記「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「当該社外監査役を専任している理由」、「社外取締役(社外監査役)のサポート体制」に記載のとおりであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレートガバナンスを「中長期的な企業価値の増大」を図るために必要不可欠な機能と位置付け、以下の体制により、適正かつ効率的な企業経営を行っております。また当社では会社の執行部門からの独立性を確保するため、監査役4名全員を社外監査役で構成しているほか、経営の意思決定、業務執行の監督(取締役会)と業務執行(執行役員・統括本部)を分離するなど意思決定の迅速化と経営監視機能を確保した現在の体制が当社において最善であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、創業以来一貫して、株主総会への株主の参加を容易にするため、他社の開催が多く重なる集中日を避けて開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権プラットフォームの利用も可能にしております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の要約を英文で提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年6月に開催する株主総会の中で成長戦略に関する説明の時間を設け、企業の考え方、財務内容に加えて、直近の経営状態を、スライド等を使用して視覚的かつ詳細に説明し、当社についての理解をより深めていただくようにしております。さらに、後日インターネットによるオンデマンド配信を実施し、当日参加できなかった個人投資家に対しても成長戦略に関する説明の内容を見ていただけるようにしております。また、四半期毎に行っているアナリストを対象とした決算説明会の状況をインターネットによるライブ中継でどなたでもご覧いただけるようにしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に行っているアナリストを対象とした決算説明会においては、事業の詳細について説明を行っており、その状況をインターネットによるライブ中継でどなたでもご覧いただけるようにしているほか、後日オンデマンドで配信するなど、より多くの人々に理解していただけるよう、積極的な開示を行っております。また四半期毎にアナリストやファンドマネージャーとの個別面談を約100件実施し、会社の成長戦略や経営情報について説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	外国人投資家に対するIR活動としては、毎年、英語版アニュアルレポートを作成するほか、開示資料の大半を英文でIRサイトに掲載しております。さらに、海外在住の投資家を訪問する「海外ロードショー」を行っております。また、四半期毎に個別の面談や電話会議を求めに応じて行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	1997年の当社株式公開直後より、適時開示の観点から四半期財務情報の開示を実施しており、詳細な財務・業績の概況およびそれに伴うリスク情報を共に開示しております。四半期財務情報については過去分も含め掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示責任者に最高財務責任者を任命しております。IR担当部署として、IR室および株式総務室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」として当社の行動規範を明確に規定しております。ステークホルダーの立場を尊重し、企業の社会的責任を果たすことによって企業価値を高めたいと考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	インターネット企業として、インターネット社会の健全な発展に貢献するため、さまざまな社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。具体的な取り組み内容については「ライフエンジンレポート(CSR報告)」を作成し公表しております。
	当社はディスクロージャーポリシーを制定しており、IRを「財務、コミュニケーション、マー

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ケティンクおよび適用対象となる各法律・規則へのコンプライアンスを統合して、企業と市場等との間に公平かつ適正な方法で双方向のコミュニケーションを効果的に行わせる「戦略的な経営責務」と定義づけ、公平かつ詳細な開示を行うための社員全員に対するガイドラインとしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(1)「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」を定めており、法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。
(2)最高コンプライアンス責任者(CCO)を任命し、コンプライアンスを統括する部門を所管させ、全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるようにしております。また、コンプライアンスの状況について定期的に取締役および監査役に報告しております。
(3)コンプライアンスホットラインにより、直接、取締役、監査役が報告・通報を受けたり、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けたりすることができる仕組みを用意しており情報の確保に努めております。報告・通報を受けた場合、コンプライアンス担当部門がその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施させます。特に、取締役または監査役自身のコンプライアンスに関する事由等重要な問題は直ちに取締役、監査役に報告するとともに取締役会に付議し、審議を求めます。
(4)コンプライアンス担当部門、業務監査室および監査役は、日頃から連携のうえ、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努め、セミナーの実施等、社内の啓発活動を実施しております。
(5)使用人の法令・定款違反についてはCCOから賞罰委員会に報告のうえ処分を求め、役員の方針・定款違反については監査役に報告のうえ、取締役会に具体的な措置等を答申します。
(6)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)「文書保存管理規程」を定めており、これにより、株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定にかかる文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を定め、かつ、いつでも取締役、監査役が閲覧できるようにしております。
(2)いかなる事項がいかなる職位の者によって決裁されることになっているかについては「職務分掌・権限規程」によって明確化されており、さらに当該決裁がなされたことがいかなる証憑において記録されるべきかについても定められております。「稟議規程」では稟議に関するルールを明確にしており、稟議書フォーマットは、取締役が十分な情報をもとに適切な判断を行えるような記述を行うことができる書式としております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社の事業に関するリスクの把握、管理および対応について体系的に定める「リスク管理規程」を定めております。また、リスクの把握状況、評価については定期的にリスク情報として開示しております。
(2)大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のために非常災害対策指針を作成しております。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合のためには事故ゼロ事務局が管理運営する事故報告システムが整備されており、これによって素早く報告、対応および再発防止等がなされることとされております。
(3)情報セキュリティ活動を主導するため、情報セキュリティ推進室を設置し、あわせて最高セキュリティ責任者(CSO)を任命しています。情報セキュリティ推進室は、「情報セキュリティ規程群」を定め、情報資産の取扱基準を定めるとともにその周知、教育を行っております。また、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認定を取得しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)「職務分掌・権限規程」に基づく、職務権限および意思決定ルールにより、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限および手続を明確にしております。
(2)執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図っております。
(3)取締役、監査役および執行役員等で構成される「執行役員会議」を開催し、執行役員会議規程に基づき重要事項について協議・検討を経たうえで適切な意思決定がなされる仕組みとしております。また、「執行役員会議」に付議される事項以外についても必要に応じて取締役および執行役員等を構成員とする各種会議を開催し、協議、検討や情報共有を行っております。
(4)事業計画や予算を策定し、全社および各部署の目標を定め、これに基づき管理しております。
(5)目標業績評価制度を通じて取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図るとともに、目標達成に向けて各使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っております。
(6)内部統制室を設置し、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的な評価や改善活動を継続的に実施しております。

5. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社グループに共通の企業行動憲章を定め、取締役・使用人一体となった遵守意識の醸成を図っております。
(2)親子会社間の独立性の確保等のため「当社およびその親会社・子会社・関連会社間における取引および業務の適正に関する規程」を定めております。
(3)当社グループの役職員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。
(4)「関係会社管理規程」を定め、一定の事項について取締役会決議前に当社の関係会社管理担当部門に承認を求め、または報告することを義務づけております。また、重要な意思決定にかかる事項については当社コンプライアンス担当部門の審査を経ることとしております。
(5)当社グループ企業に監査役を派遣する等の方法により、内部統制体制に関する監査を実施しております。
(6)当社グループ企業ごとに当社の採用する内部統制システムを模して内部統制環境を整備するよう当社の関係会社管理担当部門が指導しております。
(7)グループ通報制度を設け、当社グループの役職員が社外の弁護士に直接通報できる制度を設けております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
「監査役監査体制の確保に関する規程」に基づき、監査役業務室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を設置しております。また監査役が希望する場合には監査役自らまたは監査役会が直接監査役の職務を補助する者を雇用等する体制になっております。なお、監査役の職務を補助する使用人を設置する場合には、当該補助者への指揮・命令は監査役が行うものとし、補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役の同意を得なければならないものとしております。

7. 取締役および使用人が監査役(または監査役会)に報告をするための体制その他の監査役(または監査役会)への報告に関する体制
取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告しております。
(1)当社グループに関する重要事項
(2)会社に著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項
(3)法令・定款違反事項
(4)コンプライアンス体制の運用およびコンプライアンスホットライン通報状況
(5)業務監査室による監査結果
(6)上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会または常勤監査役が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒヤリングを実施する機会を設けております。また、監査法人や重要な子会社の内部監査部門との定期的な会合を設けるとともに、監査役は「執行役員会議規程」に従い当社の取締役および執行役員等からなる「執行役員会議」に出席することとしており、その他のいかなる会議についても監査役が希望すれば出席できる体制になっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

この方針に基づき、「企業行動憲章」において反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、「コンプライアンスプログラム」を制定し、反社会的勢力や団体と少しでも関係したり、反社会的勢力や団体の活動を助長してはならない旨を明確に定め、反社会的勢力との関係拒絶を徹底しております。また、対応統括部署となる法務本部においては、規程やマニュアルの整備ならびに周知徹底、教育研修等を行うほか、所管警察署等の諸官庁や弁護士等の外部専門機関との連携を図っております。さらに「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報の収集を行っており、万々に備えた体制の強化に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、株主構成上、大株主の保有比率が高く、現時点では敵対的買収の危険性は低いと考え具体的な買収防衛策を講じておりませんが、敵対的買収に対する有効な対策およびその必要性について検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に対する姿勢

当社は重要な会社情報の開示について、東京証券取引所の定める適時開示等に関する諸規則や証券取引法、その他の法令に基づいて行うほか、当社の情報開示に対する考え方をまとめた「ディスクロージャーポリシー」を定め、重要な会社情報の把握と管理を徹底し、正確かつ公平な情報開示に努めております。また、平成9年の当社株式公開直後より、適時開示の観点から四半期財務情報の開示を実施しており、詳細な事業概況およびそれに伴うリスク情報を共に開示しております。さらに当社IRサイトではこれら開示情報や説明資料等を過去分も含め閲覧できるようにしているほか、英文の開示資料も掲載するなど、積極的な情報開示に努めております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、会社情報の社内管理と適時・適切な情報開示を徹底するため、経営陣の指示監督のもと、複数の専門部署を設置し、全社的な取り組みを行っております。開示資料の精度向上や内容の充実を図るため、複数の部署による相互のチェックを行う仕組みを構築しており、同時に定期的な内部監査により内部統制の仕組みの適格性の確認を行っております。また定期的に会計監査人による会計上の適格性、適法性のチェックを受けております。また、子会社についても当社経営陣および専門部署により適時・適切な情報が当社の開示方針に添うように報告、収集される仕組みが構築されており、その情報の重要度に応じた会社情報の開示を行っております。当社の情報開示に係る体制は以下のとおりです。

(1) 代表取締役社長、情報開示責任者

重要な会社情報の社内管理と適時・適切な開示の監督業務、緊密な社内連携の指示を行います。

(2) 法務本部

取締役会事務局として重要な会社情報を管理するほか、法的なチェック業務や内部情報管理（インサイダー取引防止）等を行います。

(3) 経営戦略本部

執行役員会議事務局として重要な会社情報を管理します。また、子会社の経営関連情報の把握、子会社の管理部門業務の日常的な運営支援と情報交換を行います。

(4) 経理部

決算資料や有価証券報告書等の作成を行うほか、子会社の財務情報の把握、会計監査人との連携を図ります。

(5) IR室、株式総務室

情報開示担当者として、TDnetにより公表する情報開示資料（IRリリース）の作成および投資家・株主・報道機関等に対する情報開示を担当します。

3. 会社情報の適時開示に係る業務フロー

(1) 決定事実・発生事実に関する情報の開示

社内各部門より、該当する情報について、法務本部および株式総務室、IR室への事前相談を行う仕組みとし、前者においては法的見地による判断を、後者においては適時開示ルールに則った重要事実であるか否かの判断を行っております。

その後、事実の内容により当社の業務執行を決定する機関である執行役員会議を経て、株式総務室、IR室が開示資料を作成し、取締役会における決議、承認または情報開示責任者の確認を経て、情報を開示します。

(2) 決算に関する情報の開示

社内各部門の決算に関する情報を、経理部、IR室、株式総務室、経営戦略本部が収集し資料を作成、代表取締役社長、情報開示責任者が出席する決算ミーティングでの議論および確認を経て、情報を開示します。

